

第20号様式別表 1 記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 連結申告法人 (イ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（普通法人分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の金額（ただし、個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。（Ⅱ及びⅢ）においても同じです。） (ロ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（協同組合等分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（協同組合等分）の8の欄の金額 (ハ) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（特定医療法人分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（特定医療法人分）の8の欄の金額 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額（個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の上段に外書として記載された金額、個別帰属額届出書（協同組合等分）の8の欄の上段に外書として記載された金額又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の8の欄の上段に外書として記載された金額）、個別帰属特別控除取戻税額（個別帰属額届出書（普通法人分）の5の欄、個別帰属額届出書（協同組合等分）の5の欄又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の5の欄の金額）及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額（個別帰属額届出書（普通法人分）の7の欄、個別帰属額届出書（協同組合等分）の7の欄又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の7の欄の金額）の合計額（これらの金額がない場合は零）を記載します。 (2) 連結申告法人以外の法人 (イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。（Ⅱ及びⅢ）においても同じです。） (ロ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額 (ハ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は	

	別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(別表1(1)の5の欄)、リース特別控除取戻税額(別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (イ) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(6))の19の欄の金額 (ロ) 租税特別措置法第42条の4第3項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。 (ハ) 租税特別措置法第42条の4第6項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(8))の10の欄の金額 (ニ) 租税特別措置法第42条の4第7項(平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(9))の12の欄の金額 (ホ) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(15))の25の欄の金額 (ヘ) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額 (ト) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(17))の18の欄の金額 (チ) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の18の欄の金額 (リ) 租税特別措置法第42条の12第1項及び第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の49の欄の金額 (ス) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(20))の10の欄の金額 (セ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項及び第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の40の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税	

	の明細書（別表 6 (25)）の 22 の欄の金額 (2) 連結申告法人にあっては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (イ) 租税特別措置法第 68 条の 9 第 1 項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 の 2 (3) 付表）の 13 の欄の金額 (ロ) 租税特別措置法第 68 条の 9 第 3 項（中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。 (ハ) 租税特別措置法第 68 条の 9 第 6 項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (5) 付表）の 8 の欄の金額 (ニ) 租税特別措置法第 68 条の 9 第 7 項（平均売上金額の 10 % 相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (6) 付表）の 6 の欄の金額 (ホ) 租税特別措置法第 68 条の 14 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 の 2 (12)）の 18 の欄の金額 (ヘ) 租税特別措置法第 68 条の 14 の 2 第 2 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 の 2 (13)）の 18 の欄の金額 (ト) 租税特別措置法第 68 条の 14 の 3 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (14)）の 11 の欄の金額 (チ) 租税特別措置法第 68 条の 15 第 2 項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (15)）の 11 の欄の金額 (リ) 租税特別措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (16) 付表 3）の 1 の欄、17 の欄及び 21 の欄の合計金額 (ク) 租税特別措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 の 2 (17)）の 20 の欄の金額 (ル) 租税特別措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項及び第 2 項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (20) 付表 2）の 14 の欄の金額 (レ) 租税特別措置法第 68 条の 15 の 7 第 2 項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 の 2 (22)）の 16 の欄の金額
6 「差引個別帰属法人税額（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人 ①＋②の金額と①の欄の上段の（ ）内

税額 (①+②) ③	の金額のうちいずれか多い金額 (2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額 この場合において、その金額が負数となる場合は零を記載します。	
7「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第20号様式別表2の⑤の計欄の金額及び第20号様式別表2の2の④の計欄の金額の合計額を記載します。	
8「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	
9「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	
10「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額③-④-⑤+⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「当期に発生した控除対象個別帰属税額(①の括弧書)- (①+②) ⑧」	(1) ①の欄の上段の()内の金額から①+②の金額を差し引いた金額を記載します。 この場合において、その金額が負数になる場合は記載しないでください。 (2) この欄の金額は、第20号様式別表2の2の「当期分」の欄の①の欄に転記します。	①+②の金額が負数であっても、そのまま負数として計算します。
12「法人税における連結納税の承認の有無⑨」	連結法人に該当する場合は「有(連結法人)」を、その他の法人は「無(連結法人以外の法人)」を○印で囲んで表示します。	
13「連結親法人・子法人の区分⑩」	連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有(連結法人)」を○印で囲んだ法人が記載します。
14「連結親法人の区分⑪」	⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有(連結法人)」を○印で囲んだ法人が記載します。
15「連結子法人の区分⑫」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑩の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載します。
16「法人税の申告区分⑬」	連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有(連結法人)」を○印で囲んだ法人が記載します。